

第三次行財政改革大綱（案） 用語解説

注釈	該当箇所	用語	用語の説明
※1	P3	アウトソーシング	「民営化」「指定管理者制度」などの手法により、民間により施設管理運営や業務の実施が行われること。 民間の持つノウハウが活用され、住民サービスの向上や効率的な管理運営が行われることが期待される。
※2	P4	普通交付税の合併算定替措置	旧合併特例法の「合併後10年間は、合併前の市町村ごとに算定した普通交付税の総額を配分する」という定めに基づく措置。 配分額は合併11年目から段階的に減らされ、16年目には純粹に一つの自治体として算定（一本算定）される。
※3	P4	義務的経費	一般歳出のうち、支出することが制度的に義務づけられている経費のこと。人件費（職員の給料や議員の報酬）、扶助費（社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費）および公債費（公債の償還や利子の支払いに要する経費）の3つからなる。
※4	P5	市税	個人市民税や法人市民税などの市民税、土地及び家屋並びに償却資産などの固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税などのこと。
※5	P6	市債	市が建設事業等の財源を調達するために行う借金。
※6	P10	元利償還金	借りたお金（元金）と、それに対する利子を支払う金額のことで、地方債(特定の歳出に充てるため、地方自治体が年度を越えて元利を償還する借入金)の償還金（返済金）のこと。
※7	P10	準元利償還金	地方債の元利償還金に準ずるもの。

注釈	該当箇所	用語	用語の説明
※8	P 1 0	標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。
※9	P 1 0	健全化判断比率	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき定められた、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率のこと。 比率ごとに、基準が定められ、その基準をもとに健全段階、早期健全化段階、財政再生段階の3つの段階に区分される。早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、健全化計画の策定や外部監査の義務付けなどにより、財政健全化を図ることになる。
※10	P 1 4	行政評価	市が行う事務事業等について、一定の基準、指標をもって、コストや成果を把握して、必要性、効率性、有効性、優先性、公平性を判定し、次の契約や予算などに反映させるための総合的な評価のこと。
※11	P 1 4	P D C A サイクル	Plan(計画) → Do(事業の実施) → Check(評価) → Action(改善・改革)のマネジメントサイクルを行政活動に組み入れて、市民志向の視点から成果等を評価し、次の計画に結びつけること。
※12	P 1 5	人事評価制度	職員の能力や実績を適正に評価することにより、組織の人材育成と効果的な人材活用を行うこと。
※13	P 1 6	トップマネジメント	経営方針などの重要事項について、意志決定を行う経営管理組織の最上層部の機関のこと。
※14	P 1 7	ふるさと納税	新たに税を納めるものではなく、自分が貢献したいと思う“ふるさと”への寄附金の中で、個人が2,000円を超える寄附をおこなった時に住民税と所得税から一定の控除を受けることができる制度。

注釈	該当箇所	用語	用語の説明
※15	P 1 7	受益者負担	特定の公共事業に必要な経費にあてるため、その事業によって特別の利益を受ける者に経費の一部を負担（各種の公共料金、使用料、手数料など）させること。
※16	P 1 7	債権	金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利のこと（地方自治法第 240 条第 1 項に規定）。
※17	P 1 7	経常経費	毎年度連続して固定的に支出される経費のこと。 例えば、職員等の人件費、社会保障関係費用等の扶助費、光熱費や消耗品費等の物件費、維持補修費、地方公共団体が借り入れた借金（地方債や一時借入金）の元利償還金等の公債費など。
※18	P 1 7	補助金・負担金	各種団体に対する助成金や一部事務組合への負担金などのこと。
※19	P 1 8	八代市公共施設等総合管理計画	公共施設マネジメントを推進し、戦略的な資産経営、財政負担の軽減・平準化し、持続可能なまちづくりを目指すため、公共施設等の現状や将来の見通し、管理に関する基本的な方針をまとめた計画。
※20	P 1 9	情報通信技術	情報処理および情報通信、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。
※21	P 1 9	情報インフラ	情報システムを稼働させる基盤となるコンピュータなどの機材、ソフトウェアやデータ、通信回線やネットワークなどの総体のこと。
※22	P 1 9	無線通信	伝送路として線を使わない電気通信のこと。配線が不要なため、スペースの有効利用、広範囲でのインターネット利用が可能になる。

注釈	該当箇所	用語	用語の説明
※23	P 1 9	マイナンバーカード	<p>本人の申請により取得できるプラスチック製の IC チップ付きカード。券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）と本人の顔写真等が表示される。</p> <p>本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax（国税電子申請・納税システム）等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスに利用することができる。</p>
※24	P 1 9	情報セキュリティポリシー	本市の情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたもの。
※25	P 2 0	パブリックコメント	行政機関が規制の設定や改廃をするとき、原案を公表し、国民の意見を求めそれを考慮して決定する制度。
※26	P 2 1	住民自治	地域の行政が、そこで生活している住民の意思と責任に基づいて処理されること。
※27	P 2 1	地域協議会	地域住民や各種団体等で構成され、地域の課題や問題点を協議し、解決する意思決定及び活動機関。市と対等なパートナーとして、パートナーシップを締結している。
※28	P 2 1	N P O	ノン・プロフィット・オーガニゼーション（Non-Profit Organization）の略で民間の非営利団体のこと。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。なお、活動で得た収益は団体の活動目的を達成するための費用に充てている。